

延長保証サービス「まるくン Flat」保証規程

本書は表面に記載されたサービス登録機器（以下「登録機器」といいます）について、本保証期間中に自然故障及び物損が発生した場合は、その故障の修復作業・費用をディーアイエスサービス&サポート株式会社（以下「Dsas」といいます）、ヤママルチメンテナンスソリューションズ株式会社（以下「YMM」といいます）及びSOMPOフロンティ株式会社（以下「SWT」とい、Dsas 及び YMM と併せて「サービス提供者」といいます）が保証する内容を規定するものです（但し、保証規程に基づく）。

1. (定義)

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。

- 登録機器：サービス提供者が保証を実施する PC 等の機器で下記に該当する機器をいいます。なお、登録機器のメーカー及び機種がサービス提供者が指定するものとなります。指定外の機器については本保証の対象外となります。指定外の機種については本保証の対象外となります。
 - デスクトップ型（PC本体とディスプレイのセット販売）、ノート型、一体型、タブレット型はそれぞれ1台を登録機器とします。
 - デスクトップ型の別売ディスプレイ、別売のPC本体は、それぞれ単体を登録機器とします。
 - デスクトップ型の別売ディスプレイ、別売のPC本体を同時購入した場合は、1セットにて登録機器とします。
 - 上記のディスプレイの大きさは、30型未満を登録機器とします。
- 本保証：登録機器に保証期間中に本規程所定の故障が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が当該故障等の修理（修復保証）、または同等製品へのお客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定の上お客様に提示する金額をいいます。
- お客様：本保証に申し込み頂くユーザーをいいます。
- ユーザー：2.（申し込みの手続き）(1)に基づき申し込み、サービス提供者で本保証をご利用出来ると承諾したユーザーをいいます。
- ユーザー登録書：お客様が本保証を申し込むのに必要なお客様情報、登録機器の情報を記入して登録申請をする申込書をいいます。
- 保証書：サービス提供者が本規程に基づき保証をする必要を記載した証明書をいいます。
- 修復依頼書：登録機器が故障又は破損した場合は、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者に修理を依頼する書類をいいます。
- 同等製品：サービス提供者が登録機器と同等の性能を有すると判断した製品をいいます。
- メーカー：登録機器の製造者でサービス提供者が指定するものをいいます。
- メーカー保証：登録機器のメーカーが登録機器に付与する保証をいいます。本件保証の申し込みに関しては、メーカー保証期間が1年以上ある製品に限定します。
- 保証期間：本保証がサービス提供者が実施する期間であり、自然故障についてはメーカー保証の終了日の翌日から、物損についてはメーカー保証の開始日より、保証書に記載された保証終了日欄記載の日までの期間をいいます。
- 自然故障：登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電気的、機械的故障で目次メーカーの保証規程にて保証の対象となる故障をいいます。
- 物損：破損、破裂、火災、落着、異常電圧、水濡れ、風災、雷災、その他意図しない外的原因による偶発的な事故により登録機器に生じた故障をいいます。
- 全損：「自然故障」「物損」の見積修理代金が以下に定める「保証限度額」以上となる故障をいいます。
- 見積修理代金：お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定の上お客様に提示する金額をいいます。
- 保証上限金額：保証書の「保証上限金額」欄に記載した金額をいいます。
- 保証限度額：本保証期間中において修理費用の限度額をいいます。保証上限金額が保証限度額となります。但し、物損の保証限度額は、物損の修理限度額にかかわらず修理費用の保証上限金額を超えないものとします。

2. (申し込みの手続き)

- 保証書を利用するには、同意されたユーザー登録書に必要事項を記載の上、同意記載のサービス提供者向け倉先住所まで郵送して申し込みください。ご送付頂いた後、サービス提供者で登録確認後、本保証書を利用出来る【ユーザー】として登録します。お客様ご自身もしくは電磁的方法にて「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付をもって、サービス提供者がお客様に対し本保証を行うことを承諾したものとします。
- 前項の申し込み内容に基づき、サービス提供者において本保証をご利用出来る【ユーザー】としての登録を完了し、申し込みが完了します。サービス提供者は、下記の理由により承諾出来ない事由が生じた場合には、サービス提供者がユーザー登録書を受け取ってから30日以内サービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。
 - ①お客様が存在しない、あるいは偽名を使っている。
 - ②お客様の申告事項に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。
 - ③保証内容確認と重要事項の同意欄の押印がないとき。
- 購入日から30日以内、本条1項で定める申込み内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用頂けない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払い頂いた代金を返金いたします。

3. (保証内容)

- 本保証への加入は、登録機器購入と同時に限るものとします。
- 保証期間の起算日は、登録機器のメーカー保証期間の開始日とします。
- 保証期間中に登録機器に「自然故障」もしくは「物損」が生じた場合は、下記記載のサービス提供者「お客様窓口」に連絡頂き、サービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額範囲内の故障であれば、保証期間中当該故障を無償で修理いたします。依頼の際、プログラム、データ、記録媒体、メーカー保証でない部品及び付加物は、事前に登録機器が取り外し、登録機器を本保証書と修理依頼書と共にサービス提供者に修理をご依頼ください。登録機器にこれらが付録又は付加された状態でご送付された場合は、サービス提供者はこれらのプログラム、データ、記録媒体、部品及び付加物には一切責任を負いません。
- 登録機器が、サービス提供者が定める出張、引取修理対象範囲となる場合に限り、出張修理又は引取修理での保証を行います。この場合の出送料・引取料は本保証に含まれます。持込修理対象品の場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より登録機器を送付頂いた上で修理保証を行います。この場合の往復送料は本保証に含まれます。
- 見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合でも、その超過分をご負担頂く場合は修理を承ります。この場合には修理をもって保証が終了となり代替品の提供はありません。尚、前項のいずれの場合も、事前にサービス提供者の了解を得て他社に修理を依頼された場合は、本保証の対象とはなりません。

4. (受付時間)

サービス提供者が修理の受付付または本保証に関する問い合わせの受付付等を行う時間は、月曜日から土曜日の午前10時から午後7時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

5. (修理依頼)

- 本保証に基づき「自然故障」又は「物損」の修理を依頼される場合は、3.（保証内容）(3) 所定の手順に従ってサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。
- 登録機器に、物損により「火災」による損害が発生した場合には、被害発生場所の管轄の消防署に連絡頂き、「罹災証明書」を受領してください。
- 前項の罹災証明書は、修理の受付時に確認いたします。確認が出来ない場合は、本保証の提供が出来なくなります。ご了承ください。
- サービス提供者は、自己の費用と併せて本保証の提供にかかる作業の全部、または一部を第三者に委託する旨が出来るものとし、お客様はこれを承諾するものとします。
- メーカー保証期間中に登録機器に、メーカーが定める条件に基づき、メーカー保証の対象となる故障等が発生した場合、サービス提供者「お客様窓口」を経由して、メーカーに修理の依頼を行う事ができます。この場合、3.（保証内容）(4) 記載の送戻及び引取戻りに係る往復送料は、サービス提供者に負担いたします。但し、メーカー保証及び本保証に定める条件にて対象外となる故障等では、サービス提供者が保証された場合でも、送戻及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

6. (テータ)

- 本保証に基づく修理の際に預け保管する登録機器の取扱いや格納されたお客様固有のデータまたはプログラムのセキュリティ管理は御自身の注意を払いますが、万一の事故に備えて、バックアップをお客様において実施の上お預けください。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、お客様においてお客様固有のデータまたはプログラムの削除した上でお預けください。
- 本保証に基づく修理の実施によりお客様の固有のデータやプログラムの削除したことがあり、サービス提供者は登録機器に格納されたお客様固有のデータまたはプログラムに対する保証は一切責任を負いません。
- お客様がお客様固有のデータまたはプログラムを削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者が責任を負いません。

7. (自然故障に起因する代替品の提供)

登録機器「自然故障」が発生し、かつサービス提供者による見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合は、「全損」と認定し、同等製品を代替品として提供すること、修理に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も含まれます。但し、保証限度額範囲内、代替品の提供が難しくサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入金額の一部をご負担を頂きます。お客様ご自身負担の金額は、代替品の購入価格から、保証限度額を排除した差額となります。また、代替品提供の際にかつ前記差額をサービス提供者がお振り込み頂く場合の振込手数料等については、お客様のご負担となります。尚、これら所定の費用をお客様が負担頂かない場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様にサービス提供者所定の条件で、お客様に返却いたしますがかかる登録機器をお客様に返却する義務を負うのではなく、サービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

8. (物損に起因する代替品の提供)

登録機器「物損」が発生し、かつサービス提供者による見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合は、「全損」と認定し、同等製品を代替品として提供すること、修理に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も含まれます。但し、保証限度額の範囲で、代替品の提供が難しくサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入金額の一部をご負担を頂きます。お客様ご自身負担の金額は、代替品の購入価格から、保証限度額を排除した差額となります。また、代替品提供の際にかつ前記差額をサービス提供者がお振り込み頂く場合の振込手数料等については、お客様のご負担となります。尚、これら所定の費用をお客様が負担頂かない場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様にサービス提供者所定の条件で、お客様に返却いたしますがかかる登録機器をお客様に返却する義務を負うのではなく、サービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

9. (代替品への保証について)

- 前項または前条に基づきサービス提供者が提供した代替品は、本保証は適用されないものとし、メーカー保証のみが適用されるものとします。
- 代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に対し、機種または品名、品番等の指定を行うことは出来ないとします。
- 本条に基づく代替品の提供より、本保証は終了します。また、代替品が提供された場合には、修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えに何れかサービス提供者へ移転するものとし、サービス提供者は、前後、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することが出来るものとします。

10. (失効)

- 次の場合、本保証に基づく保証は失効するものとします。
 - 1) 保証期間が終了したとき。
 - 2) 本保証による1回の見積修理代金の合計が登録機器の保証限度額以上となり、「全損」と認定され、7.（自然故障に起因する代替品の提供）、8.（物損に起因する代替品の提供）に基づき代替品の提供が完了した場合。」「物損」の見積修理代金が登録機器の保証限度額範囲内の修理を3回受け付けたとき。
 - 3) 保証期間終了前に第三者に対し登録機器を贈与、又は譲渡されたとき。

11. (通知)

初期不良等の理由により、登録機器に対する交換品（新品）がメーカー又は販売店から提供された場合は、サービス提供者「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。本通知がサービス提供者へ行われなかった場合、保証を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。また、本条での交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

12. (保証条件)

- 次の場合には、保証期間内でも本保証の対象とはなりません。
 - 1) サービス提供者の事前の了解なく他社で修理されたとき。
 - 2) 修理の際、本保証書の提示がないとき。
 - 3) 本保証書に必要な記事項の記入がない場合、あるいは字句を書き換えられたか、書き加えられたとき。
 - 4) 罹災証明が確認出来ない場合。
 - 5) 登録機器が購入後以降に取り付けられた付加物（メーカー純正部品を含む）の故障、又はこれらの付加物に起因する故障。
 - 6) 本保証規程の13.（保証対象外の費用等）、14.（保証の対象とならない場合－その1）、15.（保証の対象とならない場合－その2）に該当する場合。

13. (保証対象外の費用等)

次に挙げる費用は、本保証の対象外となります。

- 登録機器の修理においてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
- 登録機器の補助的装置交換や搭載補助記憶装置に接続する工場出荷時の状態からパーティション及びファイルシステムの取換を行った場合に伴うインストール費用。
- 登録機器のメーカーサポート（具体的症状が発生していない登録機器の点検、部品交換等）費用。
- 修理期間中の代替品レンタル料金等、修理代金以外の費用。

14. (保証の対象とならない場合－その1)

- 直接・間接に関わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。
 - 1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動による登録機器に生じた故障または損害。
 - 2) 地震もしくは噴火又はこれらによる津波、又、ガス害・塩害・公害による登録機器に生じた損害。
 - 3) 登録機器の自然の消耗、腐蝕、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。又はなすみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障又は損害。
 - 4) 登録機器のオプション部品、部品、ソフトウェア、パソコンのケーブル・コード（PCカード・コネクタ・マウス・タッチペン・キーボード・外付けスピーカー等の付属品・アクセサリ等）、その他特にサービス提供者が定める対象外製品（消耗品）、購入後追加された部品（拡張カード・拡張メモリー等）、バッテリー、電池、周波数変更部品、クワン線、ねじ類、電線類による消耗や故障又は損害。
 - 5) 登録機器に格納されたソフトウェアのソフトウエアウイルス等による登録機器の故障又は損害。又（4）に記載する製品又は部品のインストール・設定等でのソフトウェア障害又は不正なインストールや設定による故障又は損害。対象製品の清掃料金。
 - 6) 登録機器の表示装置（パネル及びバックライト）の経時による劣化（画面の低下、バックライトの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付け等）。
 - 7) お客様の登録機器の不正確な使用又は不適切な維持・管理による故障又は損害。
 - 8) 燃焼物質の使用（使用可燃物を含みます。以下同様とす）もしくは燃焼材料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性に基づく事故による登録機器に生じた故障又は損害。
 - 9) 地震変動又は地盤沈下等原因による事故又は損害。
 - 10) 登録機器の故障又は損傷に起因して他の接続機器（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷等の損害。
 - 11) 登録機器の使用上支障のない外觀の不ズ、症状の出現不良等。
 - 12) 登録機器の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び機械的改造又は付加（CPU、マザーボード、メモリ、補助記憶装置、CD・DVD、BDメディア等の部品交換・調整を含みます）の仕様に生じた登録機器の故障及び損害。
 - 13) 登録機器の機械、機構の仕様、ソフトウェアのプログラムの仕様及び日本国外で生じた損害又は日本国内で修理不可能な故障及び損害。
 - 14) 登録機器を車両、船舶等に搭載して使用された場合の故障又は損害。
 - 15) 登録機器の差し押し、衝突、液没、液乾、破壊等又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
 - 16) 登録機器の盗難、紛失、評判または損傷による損害。
 - 17) お客様の故意、過失による損害。
- メーカーの経理、事業譲渡等によりメーカーがその責任により登録製品の修理が行えない場合（事業継承等が発生し、メーカーと同水準・同条件にて修理可能な第三者がある場合を除く）。
- 登録機器以外の対象（シリアル番号が異なる等）に生じた損害

15. (保証の対象とならない場合－その2)

- 直接・間接に関わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。
 - 1) 登録機器の修理に際し自動的に交付された本保証書以外の保証書（メーカー保証書を含む）又は保証書を用いて修理又は保証が可能な故障及び損傷の場合。
 - 2) 保証期間が終了した後（全損による本保証の失効を含む）に故障の報告又は修理の請求がなされた場合。
 - 3) 登録機器の部品交換を伴わない調整又は手直しを行った場合。
 - 4) メーカーが登録機器のコールセンターの理由となった部位にかつかかる登録機器の修理、又、リールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
 - 5) 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）。
 - 6) 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた登録機器その他の物利用の障害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害・経済損害）。

16. (お客様負担費用について)

以下の保証対象外の事項において発生した費用についてはお客様の負担となります。

- 1) 登録機器の修理においてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
- 2) 登録機器の故障診断や見積り後、保証期間対象外と判断された故障の場合における有償修理又はキャンセルに伴う費用。

17. (秘密保持)

サービス提供者はサービス提供者は、本保証の提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの（以下「秘密情報」といいます）については、本保証の提供期間中のみならずその終了後も第三者（5.（修理依頼）に基づきサービス提供者が委託業務委託に開示する場合は除きます）に開示しない旨を承諾してはならないものとします。

- 上記（1）にかかわらず、次の各号に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - ① 一般に入手出来る情報。
 - ② 知得時に既に保有していた情報。
 - ③ 第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - ④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報。
- サービス提供者は、本保証書に記載されたお客様の情報を本条に定める秘密情報として扱い、本保証の提供及びその向上に利用する目的以外には使用いたしません。

18. (個人情報)

- サービス提供者は、お客様の個人情報を適切に保護し、YMM 及び SWT が公表するプライバシーポリシーに則り、本保証の提供及び本保証の提供に必要な合理的な範囲で利用させていただきます。
- サービス提供者は、次の各号に該当するときは除きお客様の個人情報第三者に提供いたしません。
 - ① お客様の同意がある場合。
 - ② お客様個人の識別が出来ない統計データ等二次的データの利用に際する場合。
 - ③ 本保証履行の為に業務委託先、提携先（保険代理店、保証会社を含む）に開示する場合。
 - ④ 法令により開示が求められた場合。
- サービス提供者は、あらかじめご提供頂いた個人情報、本保証履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先に開示する場合があります。

19. (本保証の提供の中止)

サービス提供者は次の事由に定める事由のいずれか一つ発生したとき、お客様何らの催告を要せず、直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合又はサービス提供者がお支払い頂いた代金を返金いたします。尚、その場合又はサービス提供者がお支払い頂いた代金を返金いたします。

- 1) 本保証の対象と違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が改正されないとき。
- 2) 差し押さえ、仮差押さえ、仮処分、公売処分、租税滞り処分、その他の公権力の処分を受け、または競売を申し立てられたとき。
- 3) 自ら申し出（引当引受け手または引当引受け手につき、不適処分を受けず支払停止状態に至ったとき）。
- 4) 民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産宣告を行ったとき。
- 5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、解散または相續変更の決議をしたとき。
- 6) その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

20. (反社会的勢力との関係遮断)

お客様は、サービス提供者に対し、次の各号の事項を表明し締約するものとします。なお、お客様が、本保証期間内に本条のいずれかに反することが判明した場合には、サービス提供者は、何らの催告を要せず、本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合又はサービス提供者がお支払い頂いた代金を返金いたします。

- 1) 反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当する。将来も反社会的勢力とならないこと。
- 2) 自ら役員（代表者）、取締役又は実質的に経営を支配する役員）反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- 3) 自ら業務委託先として反社会的勢力を利用しないこと。
- 4) 本契約の有効期限内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしなないこと。
 - ① 暴力の要する行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動し、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

21. (損害賠償)

お客様は、本保証に申しサービス提供者の責に帰すべき事由による損害を受けた場合、現実発生した直接かつ通常の損害に限ってサービス提供者に請求出来るものとします。この場合、サービス提供者の負担する損害賠償の総額は、3万円を限度とします。

22. (規程変更)

サービス提供者は、本規程内容を変更する必要がある場合は、予告なく本規程を変更することが出来るものとします。変更後の本規程が記載された本保証はDsasのホームページで掲示します。

23. (交換部品の所有権)

本保証の修理保証に用いた交換された故障部品（老朽部品を含みます）の所有権は、全サービス提供者に帰属するものとします。

24. (合意管轄)

本保証に関してお客様とサービス提供者の紛争については、大阪地方裁判所第一審の専断的管轄裁判所とします。

25. (本保証の解除)

- ① お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。解除の申し出は、お客様窓口ご連絡のうえ所定の手続きによるものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める方式により取り戻した返戻金をお客様にお支払いします。但し、サービス提供者が申し出てキャンセル料等の債権がある場合に限ります。
- ② 前項の規定にかかわらず、登録機器の売買契約の解除に伴って保証が解除される場合および第2条 2項に定めるサービス提供者が「ユーザー」としての登録を承諾している場合は、お客様に登録機器を販売した保証会社が保証料の全額返金を行うものとします。

26. (保証料の損害保険充当)

- サービス提供者は、保証料を損害賠償として、損害保険会社（以下「本保険会社」といいます）とサービス提供者を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます）を締結し、本保証に適用いたします。本保険契約の締結経路、保険金請求手続きその他は、サービス提供者が委託するところとしてお客様より事前に同意頂いているものとし、何ら異議を述べないものとします。これに基づき、前記の手続きはサービス提供者が所行します。
- 本保証は、お客様に対して本規程に従い保証修理を提供し、本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証修理に係る費用等の支払に充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対しても、本保険会社の調査が入る場合があります。

2017年5月1日 第4版

サービス提供者：ディーアイエスサービス&サポート株式会社/ヤママルチメンテナンスソリューションズ株式会社/SOMPOフロンティ株式会社

お客様窓口（クローンフロントデスク）：0800-080-0025 フリーコール

受付時間：10：00～19：00（日曜・祝日休） E-Mail：dts@kuroneko-hosho.jp